

検査研究班運営規程

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人千葉県臨床検査技師会組織運営規程 25 条第 2 項による、検査研究班の運営について定める。

(目的)

第 2 条 検査研究班は、検査研究を推進し、会員相互の研究と資質の向上をはかり、学術活動を通じ公益に寄与することを目的とする。

第 2 章 事業

(事業)

第 3 条 前項の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 学術研究及び調査に関すること
- (2) 精度管理に関すること
- (3) 検査方法、検査設備、検査機器の検討及び調査に関すること
- (4) 研修会の開催に関すること
- (5) 学術活動の事業計画及び、報告書の発行に関すること
- (6) その他目的達成の為の事業に関すること

第 3 章 組織

(組織)

第 4 条 前条の事業を行うため、次の研究班を置くことができる。

- (1) 微生物検査研究班
- (2) 血清検査研究班
- (3) 血液検査研究班
- (4) 臨床化学検査研究班
- (5) 病理検査研究班
- (6) 細胞診検査研究班
- (7) 生理検査研究班
- (8) 一般検査研究班
- (9) 公衆衛生検査研究班
- (10) 輸血検査研究班
- (11) 臨床検査情報システム研究班

(12) その他必要な研究班

(研究班役員)

第 5 条 検査研究班は次の役員を置くことができる。

- | | |
|---------|-------|
| (1) 班長 | 1 名 |
| (2) 副班長 | 2 名以内 |
| (3) 会計 | 1 名 |
| (4) 班員 | 若干名 |

(班長)

第 6 条 班長、副班長、会計は理事会で承認し、会長が委嘱する。

(班員)

第 7 条 班員の選出は班長が行い理事会で承認し、会長が委嘱する。

(任期)

第 8 条 研究班役員の任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。

(会議)

第 9 条 班長会議は学術部理事および各研究班長により構成される。

(会議の開催)

第 10 条 班長会議における議長は、学術部長が行い次の事項を協議する。

- (1) 年度事業の計画と予算
- (2) 年度事業の報告と決算
- (3) その他事業に関すること

(次年度班長候補者)

第 11 条 議長は必要に応じて、その他必要と思われる者を班長会議出席者として選出することができる。

(会計)

第 12 条 各研究班は会計年度毎に事業報告および会計報告を行い、監査を受ける。

附則

(規程の変更)

- 1 この規程に疑義が生じた場合は、理事会の議決を経なければ変更することができない。
(規程の施行)
- 2 この規程は、法人設立登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。